

坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定【概要】

経緯

平成27年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。
新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年1月に県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。

1 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

2 改定のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、初めて市行動計画を抜本的に改定
- 感染症が発生する前の準備段階における体制整備や訓練の実施等の取組の充実
- 患者等の健康観察や生活支援に関すること、感染症対策物資等の備蓄に関すること等を新たに追加

3 計画の対象となる感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
 - ▷ インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの
- 指定感染症
 - ▷ 感染症法で位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
- 新感染症
 - ▷ 人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

4 前計画との違い

- 対応段階（時期区分）
 - ▷ 前計画では、対応時期を6項目に細分化していたが、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた状況の変化に応じて、機動的な切り替えを行うことができるよう、準備期・初動期・対応期の3段階とした。
- 対策項目
 - ▷ 新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を中心に、見直しを行い、6項目から7項目へ変更した。
- 構成
 - ▷ 前計画では、対応段階ごとに記載を行っていたが、各対策の流れがわかるよう、対策項目ごとの記載とした。

5 対策項目

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

6 対応段階（時期区分）

- | | | | | |
|-------------------------|---|------------------------------|---|---|
| 準備期
感染症が発生する前 | ▷ | 初動期
国内外で感染症が発生した段階 | ▷ | 対応期 <ul style="list-style-type: none">・ 国内で発生初期段階・ 国内で感染が拡大し対策を行う時期・ 流行が収束し、基本的な感染症対策に移行する時期 |
|-------------------------|---|------------------------------|---|---|